

○中部地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

中部地方整備局長 茅野 牧夫

第1 起業者の名称 愛知県

第2 事業の種類 主要地方道豊田知立線改築工事（愛知県知立市逢妻町道瀬山及び西丘町西丘地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県知立市逢妻町道瀬山及び西丘町西丘地内
- 2 使用の部分 愛知県知立市逢妻町道瀬山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県知立市逢妻町道瀬山地内から同市西丘町西丘地内までの延長269mの区間（以下「本件区間」という。）における「主要地方道豊田知立線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

主要地方道豊田知立線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛知県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により愛知県が道路管理者であることなどから、起業者である愛知県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛知県豊田市保見町字井ノ向地内を起点とし、みよし市及び刈谷市を経由して知立市逢妻町西栄地内に至る延長20.5kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間は、自動車製造業等の工場及び大学等の存する刈谷市北部と名古屋鉄道知立駅及び官庁街の存する知立市中心部の中間に位置し、沿線住民の日常生活上の利用はもとより、物流経路として広く利用されている。

しかしながら、本件区間は、最小車道部幅員が6.2mと狭小な2車線道路であり、歩道等が未整備であることから、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）は、路肩及び車道部の通行を余儀なくされているなど、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、幅員が3.5mの自転車歩行者道が新たに整備されることから、歩行者等と自動車との交通が分離され、歩行者等が十分にすれ違うことができ、歩行者等の安全かつ快適な通行が確保され、円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本路線付近において、知立市が、平成24年に実施した自動車騒音調査及び平成25年に実施した道路交通振動調査によると、騒音及び振動については、いずれも環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が平成26年8月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく自転車歩行者道及び第4種第2級の車道部の整備を行うものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、本件区間の東側を拡幅し、東側に自転車歩行者道を設置する申請案のほか、本件区間の西側を拡幅し、西側に自転車歩行者道を設置する案について検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は用地取得必要面積が大きくなるものの、支障物件が少ないこと、短期間で

施工可能な構造を採用することで工事期間が短縮され、現道交通への影響が限定的であること、事業費が廉価となること、さらに本件区間の前後区間は、東側に歩道が整備され、系統連続性も確保されることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は、歩道等が整備されておらず、歩行者等の交通事故の危険性が高く、また、車道部の幅員が狭小であり、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全かつ快適な通行を確保し、円滑な自動車交通を確保する必要があると認められる。

また、知立市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県知立市役所